

第三者評価結果の公表事項(母子生活支援施設)

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 JMACS

② 評価調査者研修修了番号

全国 SK18165・愛福評 10014・愛福評 12017

③ 施設の情報

名称：西条市すみれ荘	種別：母子生活支援施設
代表者氏名：西条市長 玉井敏久	定員（利用人数）： 11 世帯
所在地： 愛媛県西条市	
TEL：0898（64）2731	ホームページ：
【施設の概要】	
開設年月日：昭和30年8月20日	
経営法人・設置主体（法人名等）：西条市	
職員数	常勤職員： 4 名 非常勤職員 名
有資格職員数	（資格の名称） 2 名 保育士資格 教職員資格
施設・設備の概要	（居室数） 11室 （設備等） 母子室、事務室、集会室、学習室、静養室、相談室

④ 理念・基本方針

基本理念

母と子の人権を尊重し、子どもの最善の利益のために適切な環境のもとその生活を保障し、愛情を持って自立に向けて支援を行う。

基本方針

安全で安心して生活できる場になる事を全職員が心がけ、自己肯定感の回復、向上を支援します。

母と子の主体性を尊重しながら、生活課題への取り組みを支えて、母と子が健やかに生活し、自立していけるよう支援します。

母と子へのよりよい支援と公正で公平な施設運営を進めるとともに、職員一人一人が常に自主的に学び、専門性の向上に努めます。

関係機関や団体との連携・協働して生活支援を行うとともに、退所後も関りを持ち、地域での生活を支えることをめざします。

⑤施設の特徴的な取組

母子の人権尊重および子どもの最善の利益のために、生活を保障し自立に向けた支援を目的としている施設である。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年7月16日（契約日）～ 令和3年1月13日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

⑦総評

◇特に評価の高い点

- ① 改修工事により、利用世帯の生活スペースの快適さが増し、プライバシーがより保護された住環境となっている。住環境の整備が母子に与える影響は大きく、生活への満足度を上げ、衛生管理の向上につながっている。
- ② 保育所長経験のある人員が施設長に配置されており、地域の母子家庭の潜在的ニーズへの掘り起こしを計画するなど、今後は、施設の利用率の向上が期待できる。
- ③ 子どもに対しては、自己肯定感を高める関わりが試行され、母親に対しては、居室を訪問し、掃除や家事などの見本行動の提示や共同作業など、様々な手法と場を用いて、自立に必要な家事能力向上への支援が行われている。
- ④ 入所前の生活経験の乏しい世帯も多く、施設が食育、季節の行事、地域との交流の機会を生かして、生活体験を豊かにしていくプログラム構成が提供されてきた。コロナ禍で中止になった行事も多く、収束状況を見ながら、ぜひ継続されることが望まれる。

◇改善を求められる点

- ① これまでは勤務経験年数の長い職員による安定した支援が続けられてきたが、定年を同時期に迎える状況が近く想定されており、その支援の蓄積を標準的な実施方法として文書化して次世代の職員に引き継いでいくことが望まれる。
- ② アセスメント項目の細分化が不足している。今後は、記録者による情報収集の差異が少なくなるとともに入所後の支援の経過が明らかにできるように、項目の検討が望まれる。

- ③ 支援内容を文書化する取り組みには前進が見られる。今後は、書き溜めた記録を情報の使用目的別にファイリングするなどの工夫が期待される。
- ④ 前回の第三者評価事業の改善点を踏まえ、単年度の事業計画が作成されている。今後は、事業の目的と支援内容をふまえた成果の検証を事業報告書等で明確にされていくことが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

第三者評価は、今回で3回目の受審となりますが、評価結果を職員全員で周知、検討することによって、母子生活支援施設に求められている役割や支援の在り方を再確認できました。

建物の安全性・快適さは良き評価を受けたので、この受審結果を元に今後は、事業計画のあり方、成果の検証を明確にしていきたいと思えます。

また、これからも職員が共通認識を持って課題の改善に努めるとともに、入所者の自立に向けて、より一層、良質な支援の実現を目指していきたいと考えております。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（母子生活支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 27 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	Ⓐ・b・c
<コメント> 基本理念及び基本方針が明文化されており、掲示板での周知、4月の母子会で施設長が具体例を示しつつ、口頭にてわかりやすく説明して配布するなどの工夫をしている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・Ⓓ・c
<コメント> 市の担当課や関連機関、地域の支援者と連携を図りながら、地域のひとり親家庭のニーズは把握している。支援のコスト分析については市の担当課が分析を行っている。今後は、把握されている内容を事業計画等に明示するなどの改善が望まれる。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・Ⓓ・c
<コメント> 地域のひとり親家庭のニーズを施設サービスにつなげていく取組みとして、母子との接点をもつ可能性のある保育所長に施設の見学説明会を実施するなどの企画があったが、コロナ禍で実施が保留となっている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期事業計画および収支計画は策定されていないが、施設長にはビジョンがある。市の担当課との意見交換を続け、文書化されていくことが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は作成することができている。今後は、運営に関する項目（経営課題）について、今年、取り組む予定であった関係機関への施設の周知活動の実施予定表、潜在的ニーズの掘り起こしの目標数値、すでに取り組まれている家事支援の自立支援への成果目標など、施設がサービスの状態の見える化を図ったことが窺えるような事業計画の作成が望まれる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、施設長が原案を作成し、全職員が参画し策定されている。今年度の実施結果についての振り返りを行っているが、今後は報告書等の文書化を図り、次年度計画に反映することが望まれる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の内容は母の会で周知、説明している。内容をわかりやすく説明するために、レクリエーション的な工夫をしている。今後は、子ども向けの周知と資料作成が望まれる。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>日頃から職員同士で支援のあり方について話しており、支援の向上に向けた取組みは記録に残している。市の公務員としての職員評価を年に1回実施しているが、評価項目の内容が、母子生活支援施設施設の支援の質の向上につながる項目とは異なる点もあるため、今後は、第三者評価の自己評価項目を活用するなどの改善を図ることが望まれる。</p>		
9	<p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援記録の文書化など、前回の当該評価結果を受けて、改善された点がある。建物改修後、担当課と職員で本施設の規約・心得などを検討し、改善見直しを話し合っている。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。</p>		
10	<p>Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、会議や日々の話し合いの中で、自らの施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしており、文書として残して周知を図っている。</p>		
11	<p>Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>遵守すべき法令は研修会などで情報収集をするとともに、職員に配布し、指導している。今後は、新規の法令に関する収集についても取り組まれることが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な支援が行えるように母子の状況把握に努め、職員間で意見交換を行っている。施設長は、個別の配慮を必要としている子どもの支援の専門家が行う勉強会に毎月参加し、職員に伝達講習を行い職員研修に生かしている。</p>		
13	<p>Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	a・b・c

<コメント>

施設長は、支援の向上に必要な業務と経費削減とのバランスを踏まえつつ、業務の実効性について検討している。今後も、引き続き支援の向上に必要な業務の根拠を継続的に周知されていくことが望まれる。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<コメント> 職員の人員配置案の要望は検討しており、今後充実を図るための取組みが望まれる。長期に勤務した職員の交代の時期に向けて、人事の安定的移行を進められていくことが望まれる。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・c
<コメント> 職員の求める職員像は会議の中で共有されている。今後は、文書化して残し新任研修などに活用していくことが望まれる。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・c
<コメント> 職員同士の話し合いを活発に行い、支援の質が向上し、働きやすい環境づくりに努めている。今年度から会計年度任用職員になり待遇改善が行われている。心身の健康管理や福利厚生に関する情報は、適宜ネットにて職員に情報提供がなされている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・c
<コメント> 職員ひとり一人が、目標をもち適切に支援するよう意識づけられており、中間、年度末に面接を行っている。今後は、期待する職員像を文書化するなどの可視化を図ることが望まれる。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・c
<コメント> 研修情報が不足しているものの、職員が参加する研修計画は策定されている。今後は研修計画の評価と見直しが望まれる。		

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>中四国ブロック・施設長研修会、各種研修会等の情報を提供し、個別の職員に応じた研修に参加できるように推奨されている。スーパーバイズ体制はないが、必要に応じて市の福祉保健の担当課職員に助言・相談できる関係性があり、実績がある。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・㊦
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れの意向はあるが、各種養成校からの希望がない。現在までに、インターシッププログラムの一部は受け入れている。社会的養護に携わる人材育成の観点から、受け入れ可能なプログラムを検討しておくなど、体制は準備しておくことが期待される。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>公立施設であり、市のホームページやひとり親家庭のしおりを通じて情報公開を行っている。シェルターの機能を果たすために、情報公開には慎重な立場をとる必要があるが、今後は施設独自の情報公開についても工夫することが望まれる。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>公立施設として公正かつ透明性の高い経営・運営のための取組が行われている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 母親と子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>将来、地域との交流を図る意義を伝え、母子会の交流会活動、地域行事、伝統行事への積極的参加を促している。施設内遊具を多くの親子や地域住民に使用してもらい、交流の機会としている。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティアに活動してもらう状況設定のイメージは曖昧であるが、受け入れの意向はある。今後は、受け入れに関する方針等の準備が望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>関係機関をはじめ民生委員リストを確保し、必要に応じて関係機関と連携を図っている。子どもに関しては、学校から教員が施設を訪問したり、学校で開催されるケース会議に施設職員が参加するなどしている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>公立保育所の施設長と情報交換を図るなどして、地域のひとり親家庭のニーズを把握している。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>避難訓練の場所や地方祭の駐車場に施設を提供するなど、施設の機能を維持しつつ、可能な範囲で地域貢献を実施している。今後は、ひとり親家庭の支援の専門性を生かした地域貢献を検討していくことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 母親と子ども本位の支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針は明文化され、職員同士の話し合いが積極的に行われており、記録が残されている。今後は、倫理綱領や規定、標準的な実施方法の整備が望まれる。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>4月にはプライバシー保護の規定を読み合わせし、課題であった生活環境については、改修工事により、プライバシー保護の設備が促進されている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>日常的な対話や入所希望の見学の際に、母子に対してわかりやすい情報提供や説明を意識して実施している。今後は、子ども用の資料を整備されることが望まれる。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>支援の過程において、配慮が必要な子どもへの関わり方について、母親の状況に応じて説明や見本行動の提示を行うなどの工夫をしている。今後は、支援の記録を職員で共有し、標準的实施方法にまで体系化されることが望まれる。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>措置変更や地域への移行にあたり、退所後も相談に応じることは口頭に伝えている。必要に応じて、電話での引継ぎは行うが、文書での引継ぎは行っていない。今後は、必要に応じて対応できるように文書による退所後の支援や引継ぎの体制について検討されることが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>母の会に職員が参加し、意見を直接聞く機会を設けている。また、定期的な会以外でも、積極的にニーズを把握し、充足するように心がけている。今後は、アンケートを実施するなど、間接的な方法でも意向を把握する工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みおよび第三者委員を示し、確認できるように掲示してある。今後は、苦情申し立ての実施方法を口頭の説明だけでなく、説明内容をわかりやすい文章で示したものを配布するなどの申し立ての選択肢を増やしていく工夫が期待される。</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>面接や母子会、家庭訪問など相談できる機会を増やす工夫と受容的な関わりを心がけている。今後は、母親と子どもそれぞれに、相談方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書の作成が望まれる。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>適切な対応が行われているが、今後は意見箱の設置やアンケートなど相談方法の選択肢を増やす工夫が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>改修工事により、防犯体制の充実が図られた。夜間・日祝日の職員不在時の体制については、事故や問題発生時に施設長への連絡での対応となっているが防犯カメラを設置するなどの体制強化が望まれる。また、職員の安全確保・事故防止の研修の実施やAEDの設置が期待される。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>自治体と連携し、感染状況及び感染予防対策の情報収集に努め、職員間での情報共有を綿密に行っている。来訪者の健康管理対策について、検温・消毒・連絡先の確認を行っている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>危機管理マニュアルを整備し、備蓄品の管理も適切に行われている。今後は、事業継続計画の作成及び必要な訓練が望まれる。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する支援について標準的な実施方法が文書化され支援が提供されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>支援の基本方針や個々のケースの支援内容については、自立支援計画の作成と見直しの過程が標準的な実施方法として位置づけられている。また、職員間の話し合いにより、情報共有が十分に行われ、文書として蓄積されている。施設長の支援内容については文書が作成されている。今後は、母子支援員並びに少年指導員の職員交代の機会も視野に入れた、標準的な実施方法の文書化が望まれる。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>年に2回、母子との面接が設定した見直しの機会が設定されている。今後は、支援の効果のあった支援内容を抽出し、体系化するまたは共通のニーズの高い支援内容を整理し、標準的な実施方法に組み入れていく体制を確立されていくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>利用者との丁寧な面接を実施し、職員間でニーズ把握を行い、自立支援計画が策定されているが、関係機関の意向の欄や、これまでの社会資源の活用状況やつながりに関するアセスメント項目に不足する点があるため、改善が望まれる。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>6か月ごとに施設長と母子支援員が面接を行い、自立支援計画の評価と見直しを行う仕組みができている。日常的に職員間の情報共有も行われている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>母親と子どもに関する支援の記録は行われているが、記録要領が作成されていないため、記録者により記録に残す要点が異なるところが課題である。</p>		

45	Ⅲ-2-(3)-② 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>市の文書規定に基づき、個人情報保護規定等により保存、廃棄、情報提供等の適切な管理が行われている。今後も記録した情報をより明確にケースごとに整理することで、支援に生かすための情報管理体制を構築されることが望まれる。</p>		

内容評価基準（27項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 母親と子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・㊦
<p><コメント></p> <p>基本理念の冒頭に「母と子の人権を尊重し」と明示し、日々職員間での話し合いの時間を持ち権利擁護に努め、研修会にも参加している。今後は権利擁護についての規程やマニュアルの整備が望まれる。</p>		
A-1-(2) 権利侵害への対応		
A②	いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	㊦・c
<p><コメント></p> <p>全職員が日々の話し合いの中で振り返りを行うことで人権意識を高め、不適切なかかわりが起こらないように徹底している。</p>		
A③	A-1-(2)-② いかなる場合においても、母親や母親と子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員が日々の話し合いの中で情報共有し、見たり聞いたりした時は適時に支援されている。また、母の会においても不適切な行為や権利について話し合う機会を設け、良好な人間関係の構築に向けた支援に向けて努力している。しかし、母親と子ども全員が十分理解出来ているとは言えない状況がみられることから、伝え方等更なる工夫が望まれる。</p>		

A④	A-1-(2)-③ 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>日々のかかわりや声掛けを大切にし、子どもからのサインを見逃さないようにしている。施設長は子どもの理解を深めるべく、定期的に勉強会に参加して職員に伝達講習することで、支援の質の向上に努めている。今後は、子ども自身が、子どもの人権について学習する機会を設けることが期待される。</p>		
A-1-(3) 思想や信教の自由の保障		
A⑤	A-1-(3)-① 母親と子どもの思想や信教の自由を保障している。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>思想や信教の自由について入所時に口頭で説明されている。今後は、入所時の配布資料等に記載するなどの取り組みが望まれる。</p>		
A-1-(4) 母親と子どもの意向や主体性の配慮		
A⑥	A-1-(4)-① 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>母の会や子ども会を開催しているが、自主的な活動にまでは至っていない。特に子ども会は小学生対象となっている。今後は、中高生が参画できるような工夫が期待される。</p>		
A-1-(5) 主体性を尊重した日常生活		
A⑦	A-1-(5)-① 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>日々のかかわりや声掛けを大事にし、定期的に母親と子ども別々に面談を実施して意向を確認しながら支援している。子どもの自己肯定感を高める独自の取り組みを行っているところは評価できる。</p>		
A⑧	A-1-(5)-② 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>今年は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ほとんどの行事が実施できていないが、アンケートを取ったり母の会や子ども会で希望を聞いたりして計画し、実施している。</p>		
A-1-(6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑨	A-1-(6)-① 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	a・⑩・c

<コメント>

退所時に退所後も引き続き相談に応じる旨を口頭で伝えているが、アフターケアプランは作成されていない。必要に応じ退所先の関係機関等と連携しながら支援していきたいとの意向は持っている。退所先の地域で安心して生活できるようアフターケアプランを作成し、支援していくことが期待される。

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		
A⑩	A-2-(1)-① 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a・⑩・c
<コメント> 定期的に母親・子どもに別々に個別面談を実施し、現状を把握、課題を明らかにして自立支援計画を作成している。支援の経過についての詳細な記録はあるが、今後は支援の成果や変化についての分析を行い、必要に応じた見直しが望まれる。		
A-2-(2) 入所初期の支援		
A⑪	A-2-(2)-① 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	⑪・b・c
<コメント> 居室内の改修工事により、世帯ごとの生活空間が保障され、プライバシーが守られるようになった。また、バリアフリーの部屋も用意されている。必要に応じ、教育委員会と連携し子どもの区域外就学等にも柔軟に対応している。施設長のリーダーシップのもと、利用者の状況に即した丁寧で細やかな支援に努めている。		
A-2-(3) 母親への日常生活支援		
A⑫	A-2-(3)-① 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	⑫・b・c
<コメント> 母親の生活スキルに応じて、母親の気持ちを尊重しながら、細やかな家事支援が実施されていることは、利用者との信頼関係が構築されている証でもあり高く評価できる。今後は、退所後の生活に備えた段階的な支援の工夫が期待される。		
A⑬	A-2-(3)-② 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	⑬・b・c
<コメント> 母親が安心して子育て出来るよう日々声掛けして状況把握に努め、子育ての相談に応じたり、子どもが急病の時には受診に同行したり、買い物の代行をするなど必要に応じて適切に支援している。		

A⑭	A-2-(3)-③ 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>様々な場面で声掛けし、ありのままの母親を受け入れ信頼関係を築き、施設が安心して生活できる居場所となるよう支援している。更に、日常の場面や母の会等で利用者同士の交流を促し、将来安定した対人関係が築けるように支援している。</p>		
A-2-(4) 子どもへの支援		
A⑮	A-2-(4)-① 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>配慮の必要な子どもや子育てに悩んでいる母親には個別に対応し、成長段階・発達段階を踏まえて適切に支援している。また、病児保育や病後児保育・放課後児童クラブ等の情報提供を行うなど支援に努めている。</p>		
A⑯	A-2-(4)-② 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>放課後児童クラブを利用できる子どもは利用している。利用できない場合には、少年指導員が子どもの理解度やペースに合わせて丁寧に学習指導している。中高生には進路に対する悩みや相談に応じ適切な情報提供に努め、母親や子どもの意向を組み支援している。</p>		
A⑰	A-2-(4)-③ 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、母親と子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>現在のところボランティアや実習生の受け入れはしていないが、希望があれば受け入れる意向はある。日々の何気ないかかわりや声掛けを大切に、信頼関係を築き信頼できる大人として子どもたちに受け入れられるよう支援している。また、母親と子どもの協調性や社会性、コミュニケーション力の向上を目的に行事が組まれている。今後も引き続き行事を活用した支援が継続されることが望まれる。</p>		
A⑱	A-2-(4)-④ 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a・b・㉔
<p><コメント></p> <p>性教育は実施されていない。思春期の子どもたちにとって性に関心があることは健全なことであり、将来自立し安定した社会生活を営む上でも必要なことである。タブー視せず命の教育として幼児期から計画実践していくことが求められている。まずは職員自身が性教育について学び、子どもたちの疑問や不安に正しい知識をもって応じることが出来る体制作りが望まれる。</p>		

A-2-(5) DV被害からの回避・回復		
A⑱	A-2-(5)-① 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>DV被害者の受け入れは実施していない。DV被害者の入所希望があった場合は他の施設を紹介している。DV被害者以外の緊急利用のための生活用品は準備している。</p>		
A⑳	A-2-(5)-② 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>DV被害者の受け入れは実施していない。DV関連ではないが法テラスの紹介等情報提供はされている。</p>		
A㉑	A-2-(5)-③ 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。	a・b・⑩
<p><コメント></p> <p>DV被害者の受け入れは実施していない。</p>		
A-2-(6) 子どもの虐待状況への対応		
A㉒	A-2-(6)-① 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>定期的に個別の面談を実施している。日々のかかわりや声掛けを大切にして子どもの気持ちに寄り添い、自己肯定感や自尊心の育成・向上に向けた支援がなされている。</p>		
A㉓	A-2-(6)-② 子どもの権利擁護を図るために、関係機関との連携を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>必要に応じて児童相談所や病院、市の担当課等関係機関、医療機関と連携しながら支援している。今後は、DVや被虐待児ケアなど心理的な専門ケアを実施できる体制づくりが望まれる。</p>		
A-2-(7) 家族関係への支援		
A㉔	A-2-(7)-① 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>定期的な面談に加え日々のかかわりや声掛けを大事にして母子関係の把握に努めている。必要があれば他の親族との関係調整等も実施していきたいという意向を持つなど、適切に支援されている。</p>		

A-2-(8) 特別な配慮が必要な母親、母親と子どもへの支援		
A⑳	A-2-(8)-① 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>特別な配慮が必要なケースについては関係機関と連携しながら適切に支援されている。</p>		
A-2-(9) 就労支援		
A㉑	A-2-(9)-① 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>市の担当課と連携しながらハローワークの求人案内等情報提供が行われている。病児保育や病後児保育、放課後児童クラブ、障害児のための放課後児童クラブ等母親が安心して就労できるよう、子どもに応じた情報提供・支援が行われている。母子会主催の研修や行事に参加するよう促している。</p>		
A㉒	A-2-(9)-② 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>就労継続が困難な母親に対し、関係機関との連携やハローワーク等を利用して支援した結果、落ち着いて継続して就労できるようになったケースがあるなど、柔軟で丁寧な支援が行われている。今後は、特別な配慮が必要なケースに備えて、引き続き、福祉的就労などの社会資源の情報収集やネットワークづくりに期待する。</p>		